



～ ご存じですか？高額介護サービス費給付制度 ～




「地域密着型特養」って、個室だし やっぱりショートステイに比べて
利用料、お高いのね…。




ちょっとお待ちください！「高額介護サービス費」をご存じですか？
その料金表、鵜呑みにするのは まだ早いですよ！




えっ？食費・居住費減免の他に、そんな制度があるの？




はい！介護サービス費の本人負担額にも所得に応じて上限があり、
その額を超えた分が、後日戻ってくるのです。




でも、うちの母の場合、父の年金と貯蓄もそこそこあるから…
食費・居住費の減免を申請したけど、ダメだったのよ。




特養入居の場合、住民票住所を施設に移すので お母様は単身世帯
となり、「高額介護サービス費」制度は利用できるんです。



それで、おいくらほど 戻ってくるのかしら？



具体的な例を、ウラ面に記載していますのでご参照ください。
また、特養利用料の半分は「医療費控除」の対象になるんです！



病院受診もお任せできるから、介護タクシー代も節約できるし♥
早速 家族と相談してみようかしら！

【高額介護サービス費 支給事例】

Aさん(女性・要介護度4・第3段階②)の場合

※Aさん本人の年金収入は約137万円／年。他に死別した夫の恩給あり。

××年〇月の特養利用料領収書 内訳

利用者負担額 33,300 円

食費負担額 42,160 円

居住費負担額 40,610 円 合計 116,070 円

→ 約2カ月後、高額介護サービス費支給決定通知が届く

××年〇月(本人の負担額上限は 24,600 円なので)

支給(振込)金額 8,700 円 🖱️ 実質利用料 107,370 円

Bさん(女性・要介護度5・第4段階)の場合

※ご主人の年金収入が多いため食費・居住費減免は受けられず。

Bさん本人の年金収入は約76万円／年。

××年〇月の特養利用料領収書 内訳

利用者負担額 35,674円

食費負担額 44,795 円

居住費負担額 62,186 円 合計 142,655円

→ 約2カ月後、高額介護サービス費支給決定通知が届く

××年〇月(本人の負担額上限は 15,000 円なので)

支給(振込)金額 20,674円 🖱️ 実質利用料 121,981 円

【医療費控除について】

1年間(1月1日から12月31日まで)に自己又は自己と生計を一にする配偶者や、その他の親族のために医療費等を支払った場合、その支払った医療費等が一定額を超えるときは、その医療費等の額を基に計算される金額の所得控除を受けることができます。

所得控除を受けるには 確定申告が必要です。どれくらいの税金が軽減されるかは、ご家族様の所得状況によって異なりますので、詳しくは当施設へお気軽にご相談ください。



※イラストはイメージです。実際とは かなり異なります。

ご相談・お問合せ先

男鹿市脇本脇本字中野26番地7
地域密着型介護老人福祉施設げんき
施設長 村山 潤
Tel: 0185-47-6221